平成２５年（フ）第２１１４号
札幌市白石区東札幌２条３丁目５番３―302号
債務者　高橋　京子（旧姓小島）
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２１１７号
北海道江別市大麻沢町４番地　大麻団地サンゴールドヴィラ８―202号
債務者　児玉みさお
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２１３１号
札幌市北区篠路４条４丁目７番30―206号
債務者　宇津澤ゆかり
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２１４２号
札幌市北区新琴似４条２丁目11番８号
債務者　北村　　恵
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２１５０号
札幌市中央区南８条西12丁目１番42号　アーバンコート812―303号
債務者　合田まどか
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２１５４号
札幌市豊平区平岸４条９丁目２番５号　エターナルニシヤ18Ａ―102号
債務者　佐野　光次
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２１６１号
札幌市東区北24条東18丁目４番16号　グランドール元町503号
債務者　青山　健太
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２１６８号
北海道恵庭市相生町383番地１　コーポすずらん102―10号
債務者　佐藤いずみ（旧姓関）
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３３３号
群馬県渋川市伊香保町伊香保385番地５
債務者　今村　孝一
1　決定年月日時　平成25年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第３４９号
群馬県伊勢崎市田部井町２丁目802番地２　オーチャードＣ101
債務者　富澤　恵美
1　決定年月日時　平成25年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第３６０号
群馬県北群馬郡吉岡町大字大久保1245番地15　ハイツウエスト101号
債務者　秋山美津子
1　決定年月日時　平成25年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第３６１号
群馬県前橋市三河町２丁目４番１―314号　ライオンズマンション前橋
債務者　山崎三千男
1　決定年月日時　平成25年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第３６２号
群馬県伊勢崎市宮前町286番地１
債務者　奥野　洋子
1　決定年月日時　平成25年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第３６３号
群馬県伊勢崎市波志江町3142番地１　ハイツ波志江Ａ102
債務者　千嶋　美子（旧姓須藤）
1　決定年月日時　平成25年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第３６５号
群馬県前橋市粕川町室沢537番地１
債務者　戸川美代子（旧姓井下）
1　決定年月日時　平成25年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１３０号
群馬県邑楽郡大泉町大字古海757番地　ハッピーマンション102号、前住所群馬県邑楽郡大泉町大字古海794番地の67
債務者　茂木　伸夫
1　決定年月日時　平成25年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２５年（フ）第１１５８号
千葉市若葉区千城台東３丁目19番４号　ユーコート千城台102号
債務者　荒田　義満
1　決定年月日時　平成25年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係